

SAIL HIROSHIMA 2010

帆走指示書

1. 適用規則

- 1.1 本大会は「セーリング競技規則 2009-2012」に定義された規則を適用する。ただし、レース公示および本帆走指示書によって変更された規則は、変更後の規則を適用する。
- 1.2 付則 P を適用する。
- 1.3 レース公示と帆走指示書が矛盾する場合には、本帆走指示書が優先する。

2. 競技者への通告

競技者への通告は、大会本部前に設置された公式掲示板に掲示する。

3. 帆走指示書の変更

- 3.1 帆走指示書の変更は、それが発効する予告信号の 90 分前までに公式掲示板に掲示する。
- 3.2 レース日程の変更は、発効する前日の 19:00 までに掲示する。
- 3.3 海上において変更を通知する場合は、本部船上に Q 旗を揚げ、口頭で通知する。変更内容を確認できた艇は本部船に近づき、拳手をすることで確認できた旨を伝えなければならない。

4. 陸上で発せられる信号

- 4.1 陸上で発せられる信号は、大会本部のポールに掲揚する。
- 4.2 回答旗が陸上で掲揚された場合、レース信号『回答旗』中の「1 分」を「30 分以降」と置き換える。
- 4.3 AP 旗とともに H 旗が音響信号 2 声と共に掲げられた時は、「艇の出艇を禁止する」ことを意味する。また、この旗が音響信号 1 声と共に降下された時は「出艇禁止を解除する」ことを意味する。この旗がクラス旗の上に掲揚された場合は、そのクラスのみにも適用される。

5. レース日程

- 5.1 レース日程は次の通りとする。

日付	国際 470 級	国際スナイプ級	最初のレースの予告信号時刻
5 月 15 日(土)	レース日	レース日	10:25
5 月 16 日(日)	レース日	レース日	9:25
- 5.2 1 日のレース数は各クラス最大 5 レースとする。
- 5.3 本大会の最大レース数は各クラス 8 レースとする。
- 5.4 原則として国際スナイプ級のスタートは国際 470 級の 5 分後とする。
- 5.5 引き続き行われるレースの予告信号は前のレースが終了した後、任意の時刻に発せられる。その場合、予告信号は、スタート本部船に掲げられた L 旗の降下(音響信号 1 声)後 1 分後に掲揚される。
- 5.6 5 月 16 日(日)は 14:30 を超えての予告信号の掲揚は行わない。

6. クラス旗

クラス旗は次のとおりとする。

国際 470 級	470 旗
国際スナイプ級	スナイプ旗

7. レースエリア

レースエリアは添付図 A の A 海面とする。

8. コース

添付図 B の見取図は、レグ間の概ねの角度、通過するマークの順序、それぞれのマークをどちら側に見て通過するかを含むコースを示す。海面の状況により、実際のコースと一致しない場合においても救済要求の対象とはならない。これは規則 62 を変更している。

9. マーク

- 9.1 マーク 1、2、3 はオレンジ色の三角錐のブイとする(ただし、各ブイに付されている数字は無視すること)。また、コースの次のレグの変更により新しいマークが用いられる場合は赤色の三角錐のブイを使用する。
- 9.2 スタート・マークは、添付図 B に示すとおり、スターボードの端にある本部船と、ポートの端にあるレースコミティポートとする。
- 9.3 フィニッシュ・マークは、添付図 B に示すとおり、ポートの端にあるレースコミティポートとスターボードの端にある白色の三角錐のブイとする。

10. スタート

- 10.1 スタートラインは、スタート・マーク上にオレンジ旗を掲揚しているマストもしくはポールの間とする。
- 10.2 他のレースのスタート手順の間、予告信号が発せられていない艇は、スタートエリアを回避しなければならない。
- 10.3 スタート信号後 4 分より後にスタートする艇は、審問なしに『スタートしなかった』と記録される。これは、規則 A4 を変更している。
- 10.4 規則 30.3 違反の艇のエントリーナンバーをスタートラインのスターボードの端にあるスタート・マーク上に掲示する。これは規則 30.3 を変更している。
- 10.5 スタート信号前の 2 分間に、艇体、乗員または装備のいずれかがスタートラインのコースサイドにある場合には、レース委員会は V 旗を掲揚する。全ての艇が、完全にプレ・スタート・サイドに帆走するまで、V 旗は掲揚される。ただし、スタート信号後は掲揚されない。

11. コースの次のレグの変更

- 11.1 本大会で使用するレース海面では新しいマークを概ね視認可能であるため、RRS33(a)(1)及び(2)、(b)については適用しない。これは規則 33 を変更している。
- 11.2 変更したレグに続くレグは、添付図 B と一致しない場合においても救済要求の対象とはならない。これは規則 62 を変更している。

12. スタート後の短縮

コースの短縮信号が発せられた場合の回航マークにおけるフィニッシュラインは、その回航マークと直近のレースコミティポートの青色旗を掲げたマストもしくはポールの間とする。これは規則 32 の一部を変更している。

13. フィニッシュ

フィニッシュラインは、スターボードの端にあるフィニッシュ・マークと、ポートの端にあるフィニッシュ・マーク上に青色旗を掲揚しているマストもしくはポールの間とする。

14. タイムリミット

先頭艇がコースを帆走して、フィニッシュ後 15 分以内にフィニッシュしない艇は、審問なしに『フィニッシュしなかった』と記録される。これは、規則 35、A4、A5 を変更している。

15. 抗議と救済要求

- 15.1 抗議書は、大会本部横にあるプロテスト委員会事務局で入手できる。抗議締切時刻は当該クラスのその日の最終レース終了後 45 分とし、抗議締切時刻は公式掲示板に掲示される。ただし、プロテスト委員会の裁量により抗議締切時間は延長されることがある。
- 15.2 抗議の通告として、審問の場所及び時刻、抗議の当事者、及び証人として指名された者を、抗議

締切時刻後 30 分以内に公式掲示板に掲示する。

- 15.3 レースの最終日においては、審問の当事者は判決の通告を受けた後 30 分以内に限り、審問の再開を要求できる。これは規則 66 の一部を変更している。
- 15.4 レース委員会またはプロテスト委員会が艇に抗議する場合には、公式掲示板に掲示することにより艇に抗議の意思を伝える。これは規則 61.1(b)を変更している。
- 15.5 帆走指示書の 10.2、17.1、17.3、17.5、17.6、17.7、19、21 および 23 に関する抗議については艇からの抗議の対象とはならない。これは規則 60.1(a)を変更している。これらの違反に対するペナルティーは、プロテスト委員会が決めた場合には、失格より軽減することができる。この指示に基づく裁量のペナルティーに対する得点の略語は、DPI である。これは規則 A11 を変更している。

16. 得点

- 16.1 a) 5 レース未満しか完了しなかった場合、艇の大会における得点は、レース得点の合計とする。これは規則 A2 を変更している。
b) 5 レース以上 8 レースまで完了した場合、艇の大会における得点は、最も悪い得点を除外したレース得点の合計とする。
- 16.2 本大会が成立するためには、1 レースを完了することを必要とする。

17. 安全規定

- 17.1 出艇申告及び帰着申告。
 - (a) 艇長は、出艇時に、「出艇申告書」にサインしなければならない。出艇申告はその日の最初のレースの予告信号時刻の 60 分前からその日の当該クラスの最終レーススタート時刻まで受け付ける。
 - (b) 艇長は、帰着後速やかに「帰着申告書」にサインしなければならない。その日の最終レース後に帰着申告する場合は、遅くとも当該クラスの抗議締切時刻までに完了しなければならない。
- 17.2 以上の手続きに不備があったレース艇には、審問なしにペナルティーが課せられる。これは規則 63.1 及び A5 を変更している。ペナルティーは順位得点 + 3 点とし、PTP として記録される。これは規則 A11 を変更している。出走申告不備の場合は直後に行われたレース、帰着申告不備の場合は直前に行われたレースに課せられ、出走申告および帰着申告とも不備があった場合は、その間に行われた全てのレースに課せられる。
- 17.3 リタイアしようとする艇は速やかにレース海面を離れ、正当な理由がある場合を除きリタイアの意志を近くのレースコミッティボートに伝えなくてはならない。
- 17.4 レース委員会およびプロテスト委員会は艇体、搭載物品、艀装品、セールスの展開等を随時点検することができる。点検の結果、規則に違反があった艇は違反したそのレースについて抗議されることがある。
- 17.5 レース委員会は危険な状態にあると判断した艇に対してリタイアを勧告又は命ずることができる。
- 17.6 全ての競技者は、出艇から着艇までの間、個人用浮揚用具を着用しなければならない。
- 17.7 レースの進行管理を容易にするため、艇は主催者から提供されたエントリーナンバーをメインセールのトップ部分に添付図 C に示す要領で貼付しなければならない。

18. 乗員の交替

乗員の交替は、参加申込み時に登録された者(クルーのみ)に限る。

19. 無線通信

- 19.1 艇は無線の送受信が可能なあらゆる無線機をヨットに持ち込んではいない。
- 19.2 チームボート(支援艇、観覧艇を含む)も無線の傍受及び送受信を行ってはならない。ただし緊急時に限り携帯電話の使用を許可する。

20. 運営艇

- 20.1 レースコミッティボートにはピンク色旗を掲げる。
- 20.2 ジュリーボートには緑色旗を掲げる。

21. 支援艇

- 21.1 艇の支援要員が支援艇を用いる場合には、事前にレース委員会に登録しなければならない。
- 21.2 支援艇はレース委員会事務局が支給する水色リボンを掲揚しなければならない。
- 21.3 チームボートは、最初にスタートするクラスの準備信号の時刻から全ての艇がフィニッシュするか、またはレース委員会が延期・ゼネラルリコールもしくは中止の信号を発するまで、艇およびレースエリアを回避しなければならない。

22. 賞

レース公示の通り賞を与えるものとする。

23. ゴミ処理

艇はゴミを海中に投棄してはならない。

24. 責任の否認

本大会の競技者は完全に自己のリスクで参加する。主催団体は、大会前後、期間中に生じた物理的損傷または個人の負傷もしくは死亡に対するいかなる責任も負わない。

図A

レース海面図

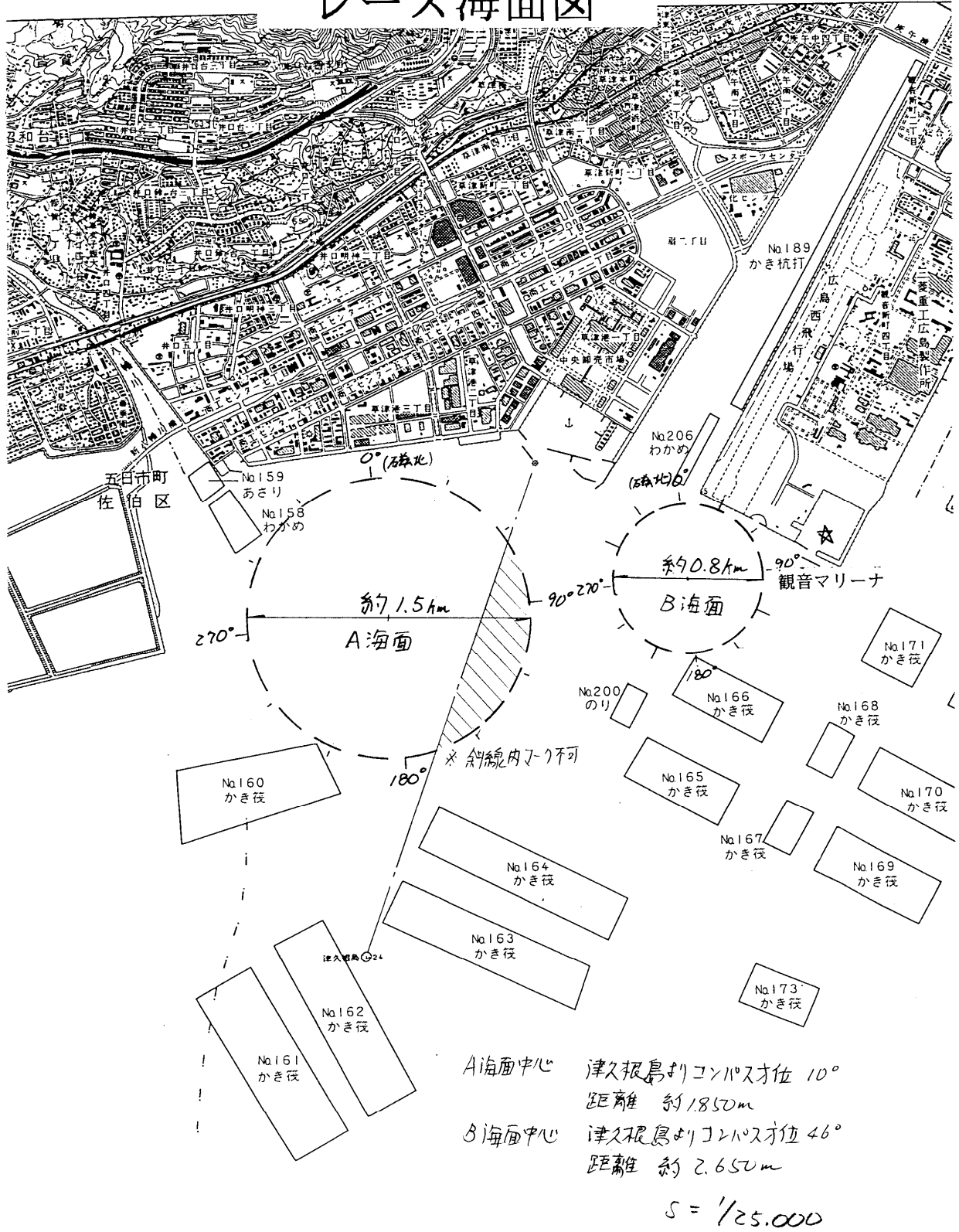


図 B

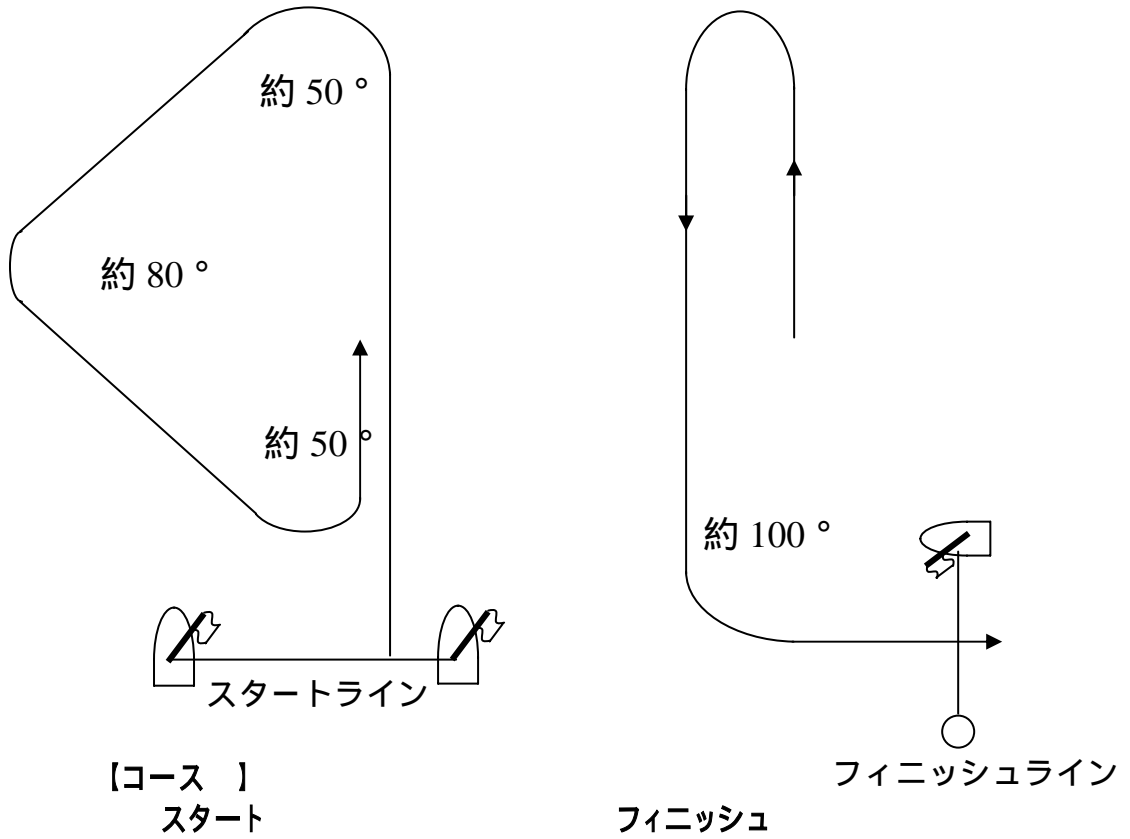
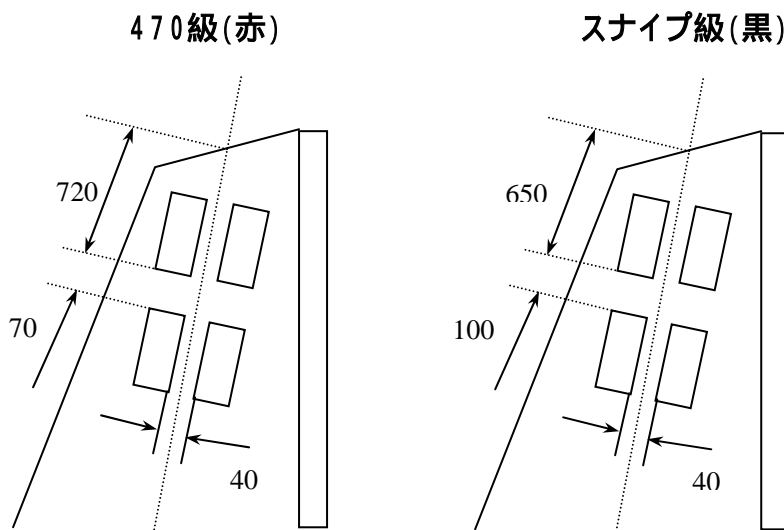


図 C

スターボード側が上



エントリーナンバー1～9はセンターラインの中央部に貼ること